

## 5 一般財団法人東京都スキー連盟常務理事会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東京都スキー連盟（以下「本連盟」という。）に常務理事会を置き、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 常務理事会は、定款第23条第2項、第4項及び第5項で定める役員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 会長は、必要と認めたときは、構成員以外の理事、監事及び事務局長又は関係者を出席させることができる。

### (任務)

第3条 常務理事会は、次の事項を協議決定する。

- 一 会長からの諮問に対して答申案を作成し、理事会に提出すること。
- 二 理事会に付議する事項を協議すること。
- 三 会長の業務執行に関し、あらかじめ理事会から検討を依頼された事項を協議すること。
- 四 関係法令及び定款により理事会の専決事項とされているものを除き、本連盟の重要事項について審議し、決定すること。
- 五 本連盟の業務運営の年間計画案を策定すること。

### (招集)

第4条 常務理事会は、会長が招集し、議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ常務理事会において定めた順序により、他の構成員が代行する。

2 常務理事会を開催するときは、構成員に対して、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、構成員全員の同意があるときは、この限りでない。

### (招集の請求)

第5条 構成員及び理事は、会長に対して、議案及びその理由を付して、常務理事会を招集するよう請求することができる。

2 前項の請求があったときは、会長は、遅滞なく、常務理事会を開催しなければならない。

### (定足数)

第6条 常務理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

### (決議)

第7条 常務理事会の決議は、出席構成員の3分の2以上の賛成をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、定款第37条第2項に定める要件を満たしたときは、常務理事会の決議があつたものとみなすことができる。

### (関係者の出席)

第8条 常務理事会は、必要に応じて、協議・審議事項に関する者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができるものとする。

### (議事録)

第9条 常務理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び出席した構成員が記名押印の上、これを保存しなければならない。

### (連絡方法)

第10条 構成員（第2条第2項により出席する者を含む。）に対する連絡等は、eメール、電話、ファクシミリ又は郵便によりすることができる。

### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (2014年(平成26年) 8月 9日理事会決議)

### (施行日)

この規程は、2014年(平成26年) 8月 9日から施行する。